

# 山梨県公報

号外第十六号

令和五年

三月三十日

木曜日

## 目次

○山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	一
○山梨県個人情報保護に関する法律施行細則	一
○やまなし子ども条例の一部の施行期日を定める規則	三
○山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則	三
○山梨県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則	四
○山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則	四
○山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則	五
○山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	五
○山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	六
○山梨県森林法施行細則の一部を改正する規則	六
○山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則	六
○山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則	七
○山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則	二六
○山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則	三〇
○山梨県建築基準法施行細則及び山梨県療育手帳交付規則の一部を改正する規則	三四
○青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	三四
○山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	三四

## 規則

### 山梨県規則第三号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 規則

(山梨県富士山レンジャーに関する規則の一部改正)

**第一条** 山梨県富士山レンジャーに関する規則(平成二十六年山梨県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「観光文化部」を「観光文化・スポーツ部」に改める。

(文化財保護審議会規則の一部改正)

**第二条** 山梨県文化財保護審議会規則(令和二年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「観光文化部文化振興・文化財課」を「観光文化・スポーツ部文化振興・文化財課」に改める。

#### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第四号

山梨県個人情報の保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

#### 山梨県個人情報保護に関する法律施行細則

#### (趣旨)

**第一条** この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百七号。次条及び第五条第一項において「政令」という。)、及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

**第二条** この規則で使用する用語は、この規則で定めるもののほか、法、政令及び条例で使用する用語の例による。

(条例個人情報ファイル簿)

**第三条** 県の機関等は、個人情報ファイル（条例第三条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に登録しないものを除く。次項及び第四項において同じ。）であつて、法第七十四条第二項第九号に該当し、かつ、本人の数が第六項で規定する数以上であるものを保有するに至つたときは、直ちに、条例個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

2 条例個人情報ファイル簿は、県の機関等が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

3 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該条例個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

4 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿に登録した個人情報ファイルの保有をやめたとき、その個人情報ファイルが法第七十四条第二項第九号に該当しなくなるに至つたとき、又はその個人情報ファイルに係る本人の数が第六項に規定する数未満となつたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。

5 県の機関等は、条例個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該県の機関等の事務所に備え置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

6 条例第三項第一項の規則で定める数は、五十人とする。

7 条例第三項第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別

二 法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルについて、同項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第七十五条第一項の規定による公表に係る法第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものがあるときは、その旨  
(保有個人情報開示手数料の納付の方法等)

**第四条** 保有個人情報開示手数料の納付の方法は、次に掲げる方法のうちから開示請求ごとに知事が指定する方法とする。

一 納入通知書又は納付書により納付する方法

二 知事が指定した場所において現金で納付する方法

三 知事が指定した場所に現金を郵便物として差し出す方法

2 保有個人情報開示手数料の納付の時期は、次の各号に掲げる方法に応じ、当該各号に定める時期とする。

一 前項第二号に掲げる方法 当該知事が指定した場所において保有個人情報の開示

を受けようとするとき

二 前項第三号に掲げる方法 法第八十二条第一項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の通知（次条第一項において「開示通知」という。）に記載された開示の時期

3 条例第七条第三項の規定による保有個人情報開示手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第七十七条第一項の規定による書面の提出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、開示請求に係る保有個人情報に係る本人が生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。  
(写しの送付に要する費用の納付の方法等)

**第五条** 政令第二十八条第四項の規則で定める方法は、次に掲げる方法のうちから開示請求ごとに知事が指定する方法とし、第二号に掲げる場合における写しの送付に要する費用の納付の時期は、開示通知に記載された開示の時期とする。

一 納入通知書又は納付書により納付する方法

二 知事が指定した場所に現金を郵便物として差し出す方法

2 前条第三項及び第四項の規定は、写しの送付に要する費用の減額又は免除について準用する。

(行政機関等匿名加工情報作成手数料等の納付の方法)

**第六条** 条例第九条第一項の規定による同項各号に定める手数料の納付の方法は、次に掲げる方法のうちから知事が指定する方法とする。

一 納入通知書又は納付書により納付する方法

二 口座振替の方法により納付する方法  
(簡易な手続による保有個人情報の提供)

**第七条** 条例第十九条第三項の規則で定める事項は、本人の氏名及び申出の年月日とする。  
(施行の状況の公表の方法)

**第八条** 条例第二十条第二項の規定による施行の状況の概要の公表は、県公報に掲載し  
て行うものとする。

**附則**

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(山梨県個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 山梨県個人情報保護条例施行規則（平成十七年山梨県規則第三十二号）は、廃止す

る。

#### 山梨県規則第五号

やまなし子ども条例の一部の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

やまなし子ども条例の一部の施行期日を定める規則

やまなし子ども条例（令和四年山梨県条例第二十四号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行期日は、令和五年六月一日とする。

#### 山梨県規則第六号

山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県子ども支援委員会の組織及び運営等に関する規則

#### （趣旨）

**第一条** この規則は、やまなし子ども条例（令和四年山梨県条例第二十四号。以下「条例」という。）に基づき、条例第二十三条第一項の山梨県子ども支援委員会の組織及び運営並びに条例第二十四条第二項の規定による権利侵害の救済の申出に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この規則において使用する用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

#### （委員長）

**第三条** 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

#### （委員の責務）

**第四条** 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たり、権利侵害を受けた、又は受けている子どもその他の調査審議の対象となる者の人権に十分に配慮しなければならない。

3 委員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### （特別委員）

**第五条** 特別委員は、特別の事項に関する調査審議を行うため、当該事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 前条の規定は、特別委員について準用する。

#### （会議）

**第六条** 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

#### （権利侵害の救済の申出）

**第七条** 条例第二十四条第二項の規定による権利侵害の救済の申出（以下「救済の申出」という。）は、文書又は口頭によりしなければならない。

2 文書により救済の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一 救済の申出をしようとする者の氏名、年齢、住所及び電話番号

二 権利侵害を受けた、又は受けている子どもと救済の申出をしようとする者との関係

三 権利侵害を受けた、又は受けている子どもの氏名、年齢、住所、電話番号及び在学している学校、入所している施設又は勤務先の名称

四 救済の申出の原因となる権利侵害があった日、場所及びその事実

五 他の機関における相談、支援等の状況

3 口頭により救済の申出をしようとする者は、前項各号に掲げる事項を陳述しなければならない。この場合において、委員会は、その陳述の内容を録取し、これを当該者に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。

#### （調査審議）

**第八条** 条例第二十四条第三項の規定で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 救済の申出に係る事案が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十八条第一項第一号及び第二号ただし書の規定により家庭裁判所の承認を得て採った同法第二十七条第一項第三号に規定する措置（同法第二十八条第二項ただし書の規定により家庭裁判所の承認を得て期間を更新した場合の当該措置を含む。）に関するものである場合又はこれらの承認を求め現に家事審判の手続が行われている場合

二 救済の申出に係る事案について裁判所において係争中である場合又は既に判決、調停等があった場合

三 救済の申出に係る事案について現に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定による審査請求が行われている場合又は審査請求に対する裁決があった場合

四 救済の申出に係る事案が条例に基づく委員会の調査審議に係る行為に関するものである場合

五 救済の申出の内容が虚偽である場合

六 前各号に掲げるもののほか、調査審議することが適当でないとき委員会が認める場合

2 委員会は、条例第二十四条第四項の規定により調査審議するときは、あらかじめ、権利侵害を受けた、若しくは受けている子ども又は当該子どもの保護者の同意を得なければならぬ。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図る必要がある場合であつて、同意を得ることが困難であると委員会が認めるときは、この限りでない。

**（勧告）**

**第九条** 委員会は、条例第二十四条第六項の規定による知事に対する勧告（次項において単に「勧告」という。）をする場合は、書面により行うものとする。

2 知事は、勧告に基づく措置を講じたときは、速やかに委員会に当該措置について報告するものとする。

**（公表）**

**第十条** 委員会は、毎年一回、運営、組織その他の活動の状況を公表するものとする。

**（庶務）**

**第十一条** 委員会の庶務は、子育て支援局において処理する。

**（委任）**

**第十二条** この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附則**

この規則は、やまなし子ども条例附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

**山梨県規則第七号**

山梨県自転車車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県自転車車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県自転車車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則（令和二年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「乗車用ヘルメット及び」及び「とともに、幼児又は児童のための乗車用ヘルメットの貸付けを行っている」を削り、同号を同条第五号とし、同条第三号中「乗車用ヘルメット及び」及び「とともに、幼児のための乗車用ヘルメットの貸付けを行っている」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 自転車車を借り受けようとする者に対して、当該自転車車を自ら利用する場合にあつては当該者が乗車用ヘルメットをかぶるよう、当該自転車車を他人に利用させる場合又は他人を当該自転車車に乗車させる場合にあつては当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう勧奨するとともに、乗車用ヘルメットの貸付けを行っていること。

**附則**

**（施行期日）**

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

**（経過措置）**

2 この規則による改正後の第三条の規定は、この規則の施行の日以後にされる山梨県自転車車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和二年山梨県条例第四号）第十七条第一項の登録の申請について適用し、同日前にされた同項の登録の申請については、なお従前の例による。

**山梨県規則第八号**

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県情報公開条例施行規則（平成十二年山梨県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号イ中「及び第二号」を「から第二号まで」に改める。

第十八条第一項第六号ホ中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第十四条第一項の」を「個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。

号)第七十六条第二項に規定する」に、「同条例第二十条第一項又は第二項」を「同法第八十二条各項」に改め、同号に次のように加える。

へ 山梨県議会の保有する個人情報保護に関する条例(令和四年山梨県条例第五十七号)第十八条第二項に規定する開示請求があったもの 同条例第二十四条各項の決定の日の翌日から起算して一年間

#### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

#### 山梨県規則第九号

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則(平成二十二年山梨県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「に定める」の下に「行政コスト計算書、純資産変動計算書及び」を加え、「及び行政サービス実施コスト計算書」を「(法第六十八条第一項に規定する公立大学法人(第十三条第二号において「公立大学法人」という。)にあつては、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書)」に改める。

第十二条各号を次のように改める。

- 一 法人の目的及び業務内容
- 二 法人の位置付け及び役割
- 三 中期目標の概要
- 四 理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略
- 五 中期計画及び年度計画の概要
- 六 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
- 七 業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策
- 八 業績の適正な評価に資する情報
- 九 業務の成果及び当該業務に要した資源
- 十 予算及び決算の概要
- 十一 財務諸表の要約
- 十二 財政状態、運営状況又は経営成績及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

る説明

十三 内部統制の運用状況

十四 法人に関する基礎的な情報

#### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第十一条及び第十二条の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表及び事業報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る財務諸表及び事業報告書については、なお従前の例による。

#### 山梨県規則第十号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十六年山梨県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

**第四条** 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

#### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十一号

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年山梨県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第二号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

#### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十二号

山梨県森林法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県森林法施行細則の一部を改正する規則

山梨県森林法施行細則（平成十二年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「添付書類」を「添付書類等」に改め、同条中「第四条」を「第四条第一号」に改め、同条に次の四項を加える。

2 省令第四条第二号の発行行為に関する計画書は、林地開発行為事業計画書（第一号様式）及び土地面積等一覧表（第二号様式）並びに林地開発行為保全施設計画書（第三号様式）とする。

3 省令第四条第三号に規定する相当数は、三分の二とする。

4 省令第四条第三号の同意を得ていることを証する書類は、公共施設等に関する同意・協定の一覧表（第四号様式）及び土地所有者等関係権利者の同意書（第五号様式）とする。

5 省令第四条第六号の開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類は、預貯金口座の残高証明書、納税証明書その他知事が必要と認める書類とする。

第三条を次のように改める。

### 第三条 削除

第五条第二項中「第二条及び第三条」を「第二条各項（第三項を除く。）」に改める。

第十二条第一項を次のように改める。

省令第四十八条第一項第一号の森林の位置図及び区域図は、保安林の指定又は指定施業要件の変更の申請にあつては地域森林計画の森林計画図（以下この項及び第十三条の二において「森林計画図」という。）の写しとし、保安林の解除の申請にあつては実測図とする。ただし、保安林の解除の申請であつて、転用を目的とするものではないときは、森林計画図の写しとすることができる。

第十二条第二項中「第四十八条第二項」を「第四十八条第一項第二号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 第二条第五項の規定は、省令第四十八条第二項第五号の事業又は施設の設置に必要な資力及び信用があることを証する書類について準用する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（伐採許可申請書等の添付書類）

第十三条の二 省令第五十九条第一項第一号、第六十条第三項第一号、第六十一条第一項第一号及び第六十八条第二項第一号の森林の位置図及び区域図は、保安林台帳の図面又は森林計画図の写しとする。

第一号様式から第五号様式までの規定中「」を「」に改める。

#### 附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

### 山梨県規則第十三号

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

（山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成十九年山梨県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」

に、「第八条第一項」を「第十二条第一項」に、「又は同法第十一条」を「、同法第十五条第一項」に改め、「成立」の下に「、同法第三十条第一項の許可又は同法第三十四条第一項の規定による協議の成立」を加える。

別表第一第六号中「宅地造成等規制法施行令」を「宅地造成及び特定盛土等規制法施行令」に、「第六条から第十条まで」を「第八条から第十二条まで」に改める。

(土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部改正)

**第二条** 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則(昭和五十五年山梨県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)」に改める。

第七号様式中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

#### 附則

この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)の施行の日(令和五年五月二十六日)から施行する。

#### 山梨県規則第十四号

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地球温暖化対策条例施行規則(平成二十一年山梨県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則」に改め、同条第二号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第五条第三項第四号中「第十八条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第八条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令」に改める。

第九条第一項中「第百六十一条第一項」を「第百六十五条第一項」に改め、同条第二

項中「第百四十七条第一号イ」を「第百五十一条第一号イ」に改める。  
第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

山梨県知事 殿

住所	
氏名	

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、別紙1及び別紙2のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号		住所	
主たる事業の分類	部門			
	大分類			
	中分類			
事業者の規模	資本金			円
	常時使用する従業員の数			人
担当所属等情報	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	E-mail(所属)			
	E-mail(担当者)			

2 制度に該当する要件・計画期間等

計画期間等	基準年度	年度	計画期間	年度～	年度
-------	------	----	------	-----	----

注 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

別紙 1

1. 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

--

2. 温室効果ガスの排出の量の抑制目標

温室効果ガスの排出の量の抑制目標等	区分	基準年度	目標年度	対基準年度比 (%)	
	温室効果ガス排出量	基礎排出量 A	年度	年度	
		調整後排出量 A'	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位排出量	基礎排出量 A / B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
		調整後排出量 A' / B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
		原単位に用いた指標 B			%
		原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位 : )		
	その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	区分	内容	削減量等
			条例第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証		t-CO <sub>2</sub>
			再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用		t-CO <sub>2</sub>
その他				t-CO <sub>2</sub>	
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度 (基準年度)		年度		
	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)		
特記事項					

別紙 1

3. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施する内容	着手時期 完了時期	期待効果 (t-CO2/年)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

4. 再生可能エネルギー源利用設備等に係る措置の状況及び計画

導入機器の種類	単位	導入容量		備考
		基準年度	目標年度	

5. 次世代自動車に係る措置の状況及び計画

導入 自動車 の種類	次世代自動車							自動車 総数	次世代自動車 割合 (%)
	電気自動 車(EV)	燃料電池 自動車 (FCV)	プラグイ ン・ハイ ブリッド 車 (PHEV)	ハイブ リッド車 (HV)	クリーン ディーゼ ル車 (CNG)	天然ガス 自動車 (NGV)	その他 ( )		
基準年度 台数									
目標年度 台数									

別紙 1

6. 交通対策に係る措置の状況及び計画

区分	内容
公共交通機関の利用促進	
自転車利用の促進	
その他	

7. その他の措置の状況及び計画

区分	内容	取組年度

- 注 1 基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 2の「温室効果ガス排出量」欄の「調整後排出量A'」欄には、「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄に記載した排出係数のうち、「調整後排出係数」を用いて算定した温室効果ガス排出量から、「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置」欄の「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄に記入した削減量等の合計を差し引いた量を記入すること。
- 3 2の「原単位排出量」欄の「原単位に用いた指標B」欄には、生産数量、延べ床面積等の原単位の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 4 2の「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置」欄の「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄には、該当するものがある場合には記入すること。
- 5 2の「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び基準年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 6 2の「特記事項」欄には、3に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。また、この温室効果ガス排出抑制計画を提出する者がエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第19条第1項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨を記入すること。
- 7 3の「期待効果」欄には、計画完了年度における年間の温室効果ガス排出量の削減効果を記入すること。
- 8 5の「自動車総数」欄には、次世代自動車を含む、保有する車両の全ての台数を記入すること。
- 9 7の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、今後取り組む予定のある内容がある場合には取組を開始する予定の年度を記入すること。
- 10 温室効果ガス排出抑制計画の内容を変更した場合には、変更があった事項についてのみ記入すること。

別紙2

山梨県内事業所一覧

番号	事業所の名称	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

- 注 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。  
 2 事業所の名称及び所在地が掲載されたパンフレット等の資料をもって、本紙に代えることができる。

山梨県知事 殿

住所	
氏名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号		住所	
主たる事業の分類	部門			
	大分類			
	中分類			
事業者の規模	資本金			円
	常時使用する従業員の数			人
担当所属等情報	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	E-mail(所属)			
	E-mail(担当者)			

2 制度に該当する要件・計画期間等

計画期間等	基準年度		年度	報告年度		年度
	計画期間			年度	～	年度

注 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

別紙 1

1. 温室効果ガスの排出の量の実績

温室効果ガスの排出の量の実績	区分	基準年度	報告年度	対基準年度比 (%)	
		年度	年度		
	温室効果ガス排出量	基礎排出量 A			
		調整後排出量 A'	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位排出量	基礎排出量 A / B			
		調整後排出量 A' / B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
		原単位に用いた指標 B			%
		原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位 : )		
	その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置	事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	区分	内容	削減量等
			条令第 16 条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証		t-CO <sub>2</sub>
再生可能エネルギーを交換して得られた電気の利用				t-CO <sub>2</sub>	
その他				t-CO <sub>2</sub>	
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度 (報告年度)		年度		
	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)		
摘要					
特記事項					

別紙 1

2. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置の実施状況

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施した内容	計画書記載の有無	実施状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

3. 再生可能エネルギー利用設備等に係る措置の実施状況

導入機器の種類	単位	導入容量		備考
		基準年度	報告年度	

4. 次世代自動車に係る措置の実施状況

導入自動車の種類	次世代自動車							自動車総数	次世代自動車割合 (%)
	電気自動車 (EV)	燃料電池自動車 (FCV)	プラグイン・ハイブリッド車 (PHEV)	ハイブリッド車 (HV)	クリーンディーゼル車 (CNG)	天然ガス自動車 (NGV)	その他 ( )		
基準年度台数									
報告年度台数									

別紙 1

5. 交通対策に係る措置の実施状況

区分	実施内容
公共交通機関の利用促進	
自転車利用の促進	
その他	

6. その他の措置の実施状況

区分	内容	取組年度

- 注 1 1の「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの排出の抑制等のための措置」欄の「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄には、該当する措置により事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量を記入し、当該措置の内容を証する書類を添付すること。
- 2 1の「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 3 1の「特記事項」欄には、2に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。
- 4 2の「具体的に実施した内容」欄は、温室効果ガス排出抑制計画書（当該温室効果ガス排出抑制計画書を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）の別紙1の3に記入した内容と同様の内容を実施した場合においては、記入を省略することができる。
- 5 6の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、報告年度に取組を開始した内容がある場合には当該年度を記入すること。

別紙 2

山梨県内事業所一覧

番号	事業所の名称	所在地
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

- 注 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。  
2 事業所の名称及び所在地が掲載されたパンフレット等の資料をもって、本紙に代えることができる。

山梨県知事 殿

住所	
氏名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自動車環境計画書

山梨県地球温暖化対策条例第14条（第1項・第2項・第3項）の規定により、別紙のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号		住所	
主たる事業の分類	部門			
	大分類			
	中分類			
事業者の規模	資本金			円
	常時使用する従業員の数			人
担当所属等情報	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	E-mail(所属)			
	E-mail(担当者)			

2. 制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上）		
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上）		
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）		
		その他の事業者		
計画期間等	基準年度	年度	計画期間	年度～ 年度

注 1 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。  
 2 2の「制度に該当する要件」欄には、該当するものに丸印を記入すること。

別紙

1. 温室効果ガス排出抑制のための基本方針

--

2. 温室効果ガスの排出の量の抑制目標

温室効果ガスの排出の量の抑制目標等	区分		基準年度 年度	目標年度 年度	対基準年度比 (%)
	温室効果ガス排出量	基礎排出量 A	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
		調整後排出量 A'	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位排出量	基礎排出量 A / B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
		調整後排出量 A' / B	t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
		原単位に用いた指標 B			%
		原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位 : )		
基準年度の燃料毎の使用量及び排出量	エネルギーの種類		基準年度 年度		
			エネルギー使用量	基礎排出量 A	調整後排出量 A'
	揮発油(ガソリン)		kL		
	軽油		kL		
	液化石油ガス(LPG)		t		
	圧縮天然ガス(CNG)		千Nm <sup>3</sup>		
	電気①		千kWh		
	電気②		千kWh		
	電気③		千kWh		
	その他 ( ) ( )				
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度 (基準年度)			年度	
	No	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	
	①				
	②				
	③				
特記事項					

別紙

3. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施する内容	着手時期 完了時期	期待効果 (t-CO2/年)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

4. 次世代自動車に係る措置の状況及び計画

導入 自動車の 種類	次世代自動車							自動車総 数	次世代自動 車割合 (%)
	電気自動 車 (EV)	燃料電池 自動車 (FCV)	プラグイ ン・ハイ ブリッド 車 (PHEV)	ハイブ リッド車 (HV)	クリーン ディーゼ ル車 (CNG)	天然ガス 自動車 (NGV)	その他 ( )		
【基準年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車									
バス									
タクシー									
その他 ( )									
合計									
【目標年度:台数】									
トラック等の貨 物自動車									
バス									
タクシー									
その他 ( )									
合計									

5. 交通対策に係る措置の状況及び計画

区分	内容
公共交通機関の利 用促進	
自転車利用の促進	
その他	

別紙

6. その他の措置の状況及び計画

区分	内容	取組年度

- 注 1 基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 2の「温室効果ガス排出量」欄の「調整後排出量A'」欄には、「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄に記入した排出係数のうち、「調整後排出係数」を用いて算定した温室効果ガス排出量を記入すること。
- 3 2の「原単位排出量」欄の「原単位に用いた指標B」欄には、輸送トンキロ、輸送キロ等の原単位の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 4 2の「電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数」欄には、排出係数の実績年度、小売電気事業者の名称及び基準年度における排出係数で県が公表するものを記入すること。
- 5 2の「特記事項」欄には、3に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。
- 6 3の「期待効果」欄には、計画完了年度における年間の温室効果ガス排出量の削減効果を記入すること。
- 7 4の「自動車総数」欄には、次世代自動車を含む、保有する車両の全ての台数を記入すること。
- 8 6の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、今後取り組む予定のある内容がある場合には取組を開始する予定の年度を記入すること。
- 9 自動車環境計画書の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

山梨県知事 殿

住所	
氏名	

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

自動車環境計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第14条第4項の規定により、別紙のとおり提出します。

1. 事業者等の概要

主たる事務所の所在地	郵便番号		住所	
主たる事業の分類	部門			
	大分類			
	中分類			
事業者の規模	資本金			円
	常時使用する従業員の数			人
担当所属等情報	部署名			
	氏名			
	電話番号			
	E-mail(所属)			
	E-mail(担当者)			

2. 制度に該当する要件・計画期間等

制度に該当する要件		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第1号に掲げる事業を営む事業者（トラック等の貨物自動車30台以上）		
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第2号に掲げる事業を営む事業者（バス40台以上）		
		山梨県地球温暖化対策条例施行規則第7条第1項第3号に掲げる事業を営む事業者（タクシー20台以上）		
		その他の事業者		
計画期間等	基準年度	年度	報告年度	年度
	計画期間	年度 ~		年度

注 1 1の「主たる事業の分類」欄には、行っている事業について、日本標準産業分類に規定する大分類及び中分類から、該当する分類の名称及び番号を記入すること。

注 2 2の「制度に該当する要件」欄には、該当するものに丸印を記入すること。

別紙

1. 温室効果ガスの排出の量の実績

温室効果ガスの排出の量の実績	区分		基準年度	報告年度	対基準年度比 (%)
			年度	年度	
温室効果ガス排出量	基礎排出量 A		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	調整後排出量 A'		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
原単位排出量	基礎排出量 A / B		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	調整後排出量 A' / B		t-CO <sub>2</sub>	t-CO <sub>2</sub>	%
	原単位に用いた指標 B				%
	原単位に用いた指標の設定方法		(指標の単位 : )		
報告年度の燃料毎の使用状況及び排出状況	エネルギーの種類		報告年度		
			年度		
			エネルギー使用量	基礎排出量 A	調整後排出量 A'
	揮発油(ガソリン)		kL		
	軽油		kL		
	液化石油ガス(LPG)		t		
	圧縮天然ガス(CNG)		千Nm <sup>3</sup>		
	電気①		千kWh		
	電気②		千kWh		
	電気③		千kWh		
圧縮水素ガス		kg			
その他 ( ) ( )					
電気の使用に伴う小売電気事業者ごとの二酸化炭素の排出係数	排出係数の実績年度		年度		
	No	小売電気事業者の名称	基礎排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	調整後排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	
	①				
	②				
	③				
摘要					
特記事項					

別紙

2. 基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置の実施状況

番号	対策区分	設備等区分	対策内容	具体的に実施した内容	計画書記載の有無	実施状況
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

3. 次世代自動車に係る措置の実施状況

導入自動車の種類	次世代自動車							自動車総数	次世代自動車割合(%)
	電気自動車(EV)	燃料電池自動車(FCV)	プラグイン・ハイブリッド車(PHEV)	ハイブリッド車(HV)	クリーンディーゼル車(CNG)	天然ガス自動車(NGV)	その他( )		
【基準年度:台数】									
トラック等の貨物自動車									
バス									
タクシー									
その他( )									
合計									
【報告年度:台数】									
トラック等の貨物自動車									
バス									
タクシー									
その他( )									
合計									

4. 交通対策に係る措置の実施状況

区分	内容
公共交通機関の利用促進	
自転車利用の促進	
その他	

別紙

5. その他の措置の実施状況

区分	内容	取組年度

- 注 1 1の「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 2 1の「特記事項」欄には、2に記入したもののほかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。
- 3 2の「具体的に実施した内容」欄には、自動車環境計画書（当該自動車環境計画書を変更した場合にあつては、変更後の自動車環境計画書）の別紙の3に記入した内容と同様の内容を実施した場合においては、記入を省略することができる。
- 4 5の「取組年度」欄には、すでに取り組んでいる内容がある場合には取組を開始した年度を、報告年度に取組を開始した内容がある場合には当該年度を記入すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則の施行の日(次項において「施行日」という。)前に山梨県地球温暖化対策条例(平成二十年山梨県条例第四十九号)第十一条第一項又は第三項の規定により提出された排出抑制計画に係る同条第四項の規定による変更後の排出抑制計画の提出及び同条第五項の規定による実施状況の報告については、なお従前の例による。

3 施行日前に山梨県地球温暖化対策条例第十四条第一項又は第二項の規定により提出された自動車環境計画に係る同条第三項の規定による変更後の自動車環境計画の提出及び同条第四項の規定による実施状況の報告については、なお従前の例による。

山梨県規則第十五号

山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

正する規則  
山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。  
第一号様式から第五号様式までの規定中「**五**」を削る。

第六号様式及び第七号様式中

「**五**」  
を

に改める。

第八号様式中

「**五**」  
を

に改める。

第九号様式中

「**五**」  
を

に改める。

第十号様式中「**五**」を削る。  
第十一号様式を次のように改める。

山梨県知事 殿

事務所の所在地	〒
名称及び代表者氏名	
電話番号	

従事者証交付申請書

次のとおり従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定により申請します。

鳥獣捕獲等許可証の番号	
-------------	--

住所	氏名	電話番号	職業	生年月日	銃器を使用する場合		備考
					所持許可証番号	交付年月日	

第十二号様式（別紙を除く。）中「三」を削り、同様式別紙を次のように改める。



第十三号様式注以外の部分、第十四号様式注以外の部分、第十五号様式注以外の部分及び第十六号様式から第二十号様式までの規定中「五」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（次項において「旧規則」という。）に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の山梨県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

**山梨県規則第十六号**

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

山梨県流域下水道事業財務規則（令和二年山梨県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五号様式から第二十七号様式までを次のように改める。

第25号様式 (第25条関係)

山梨県流域下水道事業

年度

流域下水道事業会計  
T3800020001885

納入通知書・領収書

下記金額を納入してください。

納入期限 年 月 日

納入場所

年 月 日

山梨県知事

款	
項目	
節	

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)

上記の金額を領収しました。

領 収 印	
-------	--

山梨県流域下水道事業

年度

流域下水道事業会計  
T3800020001885

領収済通知書

款	
項目	
節	

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)

上記の金額を領収しましたのでご通知します。

領 収 印	
-------	--

山梨県流域下水道事業  
企業出納員 殿

山梨県流域下水道事業

年度

流域下水道事業会計  
T3800020001885

金融機関控

款	
項目	
節	

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)

領 収 印

領 収 印	
-------	--

第26号様式 (第25条関係)

山梨県流域下水道事業

年度

流域下水道事業会計

T3800020001885

納付書・領収書

款	
項	
目	
節	

山梨県流域下水道事業  
流域下水道事業会計  
T3800020001885  
領収済通知書

年度

流域下水道事業会計

T3800020001885

領収済通知書

款	
項	
目	
節	

山梨県流域下水道事業

年度

流域下水道事業会計

T3800020001885

金融機関控

款	
項	
目	
節	

下記金額を納付します。

納入期限 年 月 日

納入場所

年 月 日

山梨県知事 殿

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)

上記の金額を領収しました。

領 収 印

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)

上記の金額を領収しましたのでご通知します。

領 収 印

山梨県流域下水道事業  
企業出納員 殿

会計	
所属	
内容	
住所	
氏名	様
金額	円 (うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)

領 収 印

領 収 印

第27号様式 (第26条関係)

現金領収書

現金領収書原符									
第号	納入	納							
年度	科目	円							
金額		円							
(うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)		円							
ただし 上記金額 年 月 日 領収済									
山梨県流域下水道事業 T3800020001885 企業出納員 印									
取扱者氏名印		印							

現金領収書控									
第号	納入	納							
年度	科目	円							
金額		円							
(うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)		円							
ただし 上記金額 年 月 日 領収済									
山梨県流域下水道事業 T3800020001885 企業出納員 印									
取扱者氏名		印							

現金領収書									
第号	納入	殿							
年度	科目	円							
金額		円							
(うち消費税及び地方消費税相当額 税率 %)		円							
ただし 上記金額 年 月 日 領収いたしました。									
山梨県流域下水道事業 T3800020001885 企業出納員 印									
取扱者氏名		印							

(注) この証書は、百組を一冊とし、原符、控、領収書の順に複写式とすること。

附則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

山梨県規則第十七号

山梨県建築基準法施行細則及び山梨県療育手帳交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県建築基準法施行細則及び山梨県療育手帳交付規則の一部を改正する規則

(山梨県建築基準法施行細則の一部改正)

第一条 山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第十六条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

(山梨県療育手帳交付規則の一部改正)

第二条 山梨県療育手帳交付規則(平成十五年山梨県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第八条」を「第七条」に、「第七条第一項」を「第六条」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

山梨県規則第十八号

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則及び山梨県環境影響評価

条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「第二十九条」を「第三十一条第二項」に、「博物館に相当する施設」を「指定施設」に改める。

一 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例施行規則(昭和五十三年山梨県規則第八号)第十条第二号

二 山梨県環境影響評価条例施行規則(平成十一年山梨県規則第二号)第七条第一項第一号ハ

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第三号

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十日

山梨県人事委員会

委員 長 信 田 恵 三

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山梨県人事委員会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十七年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第四条から第六条までを一条ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一条を加える。

(情報通信技術による手数料の納付の方法等)

第四条 情報通信技術利用条例第三条第五項前段の規則で定めるものは、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の二の規定により指定納付受託者(同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。)に手数料の納付を委託して納付する方法とする。

2 情報通信技術利用条例第三条第五項後段の規則で定める期限は、納入の通知が手数料を納付しようとする者に到達した日から七日を経過する日とする。ただし、同項前

段に規定する電子情報処理組織に障害が発生したことその他の事情により前項の規定による手数料の納付が困難であると人事委員会が認める場合は、この限りでない。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。